



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（議会事務局総務課）…………… 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（条例第52号）

- 1 議会の議員の令和2年1月1日から同年6月24日までの間における議員報酬の月額を2万円減額することとした。（本則）
- 2 この条例は、令和2年1月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第52号

沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

議会の議員の令和2年1月1日から同年6月24日までの間における議員報酬の月額は、沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める議員報酬月額から2万円を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	--